

三重大学における公正研究の基本方針

平成 27 年 3 月 26 日

(平成 31 年 3 月 20 日改正)

学 長 決 定

1. 趣旨

この基本方針は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)に基づき、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に取り組む必要があることから、組織の管理責任の明確化と不正を事前に防止する取組に関する事項を定めたものである。

2. 組織の管理責任の明確化

- (1) 本学の研究を統括し、公正な研究の推進と研究活動における不正行為に対応するために「統括研究倫理教育責任者」(以下「統括責任者」という。)を置き、研究を担当する理事をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、研究倫理教育の内容や実施形態の検討、研修会の開催等、研究倫理教育の啓発活動を推進し、適宜、教育を担当する理事等とも連携し、不正行為の防止に取り組む。
- (3) 本学に「三重大学公正研究推進室」(以下「公正研究推進室」という。)を設置し、「三重大学研究行動規範委員会」(以下「研究行動規範委員会」という。)、
「三重大学公的研究費不正防止推進委員会」と連携して、本学における公正研究の推進、研究倫理教育の実施、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する問題への対応等に当たる。
- (4) 部局等の長は、当該部局等における「部局等研究倫理教育責任者」として、部局等の研究者(学生を含む。)における研究倫理の推進を図る。
- (5) 部局等研究倫理教育責任者は、統括責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。
 - ① 自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告すること。
 - ② 不正防止を図るため、部局等内の研究に関わる全ての研究者に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
 - ③ 自己の管理監督する部局等において、研究者が、適切に研究を行っているか等のモニタリングを実施し、必要に応じて改善指導を行うこと。

- (6) 各部局等の研究者及び若手研究者を監督する地位にある者は、若手研究者が自立できるよう適切に支援や助言をする。
- (7) 各部局等の研究の全容を把握する代表研究者は、研究グループの研究成果を適切に確認する。

3. 不正を事前に防止する取組

(1) 実験データの記録・管理を行うシステムの構築

- ① 研究行動規範委員会のもとで、実験データの記録・管理等に関する基本的な考え方を示す。
- ② 各部局等において、各研究室まで確実に実行できるラボノートの保管方法、電子データ等の保存方法を策定する。
- ③ 公正研究推進室が各部局等へのモニタリングを実施し、助言・是正要求を実施する。

(2) 論文の信頼性を保証する仕組みの構築

- ① 論文作成に当たり、共著者間で生データの検証と評価を実施し、生データの管理者を確認する。
- ② 論文投稿に当たり、共著者それぞれの貢献内容と責任範囲を明確にしておく。
- ③ 本学に所属する者が単著で、又は共著の場合で筆頭著者あるいは責任著者として論文を公表した場合は、当該論文が掲載された旨を上記①及び②の内容の記載を含む所定の書式により、所属部局等の長に報告する。

(3) 研究倫理教育の徹底

- ① 統括責任者は、研究活動に携わるすべての研究者及び研究支援者に対し、それぞれのレベルに応じた研究倫理教育を実施する。その際、受講記録簿に受講状況を記録する。
- ② 部局等研究倫理教育責任者は、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を実施する。
- ③ 教育を担当する理事は、学生に対する研究倫理教育を実施する。
- ④ 研究者及び研究支援者は、採用（雇用・任用）時、並びに定期的（少なくとも5年ごと）に研究倫理教育を受講しなければならない。
- ⑤ 研究倫理教育の実施に当たっては、義務化が形式的なものにならないようにするため、本学全体での研究者倫理（社会的責任の自覚）を共有し、段階的に国が推奨するe-learning などを含む実効性のある研究倫理教育の仕組みを構築する。

【書式】

平成 年 月 日

学術論文公表等報告書

部局長 殿

所属（学科名等）

職名

氏名

以下の学術論文等が公表等されましたので報告します。

発行日	20 年 月 日 (JST)
著者名（所属） （学生に下線；責任著 者に二重下線）	
題目	
雑誌・書籍等名	
巻号・頁数	
発行者	
DOI	
出版社	
データ保管者氏名	

関係資金 (校費, 科研費等)		
各著者の役割	著者名	役割
	第 1	
	第 2	
	第 3	
	(以下, 適宜拡張可)	